



運輸安全委員会

Japan Transport Safety Board

航空、鉄道及び船舶における事故・重大インシデントの原因究明と再発防止

<https://jtsb.mlit.go.jp/>



運輸安全委員会のミッション

私たちは、適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行い、勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信を通じて必要な施策又は措置の実施を求めることにより、運輸の安全に対する社会の認識を深めつつ事故の防止及び被害の軽減に寄与し、運輸の安全性を向上させ、人々の生命と暮らしを守ります。

適確な事故調査の実施

運輸安全委員会の調査は、航空、鉄道及び船舶の事故・重大インシデント（以下「事故等」という。）が発生した原因や、事故による被害の原因を究明するために行うものであり、事故等の責任の追及のために行うものではありません。

運輸安全委員会では、調査の経過又は結果を基に、事故等の防止や事故が発生した場合における被害の軽減のための施策・措置について、関係行政機関の長や事故等の原因関係者等に勧告や意見を述べることであり改善を促します。

STEP1

調査官の派遣と事実調査

運輸安全委員会は、事故等の発生を知ったときは速やかに調査官を派遣し、事故等の現場、機体・車両・船体の状態等の確認、関係者からの聞き取り、関係資料の収集等の事実調査を幅広く行います。



事故船体からの燃料油流出



船舶の火災事故の調査



墜落事故の現場へ向かう調査官



脱線事故の調査

STEP2

取得データの解析

取得したデータを解析して、科学的かつ客観的に事実を把握していきます。

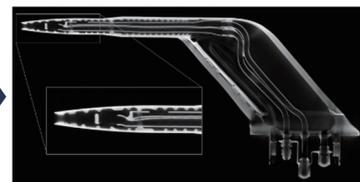


飛行記録装置

専用機材を用いて飛行記録装置からデータ抽出



X線 CT スキャン装置



例) 事故対象物品内部の損傷を確認



飛行記録の解析



音声記録の解析



3D スキャン装置



例) 3Dモデル化し現場状況を再現

STEP3

調査官による調査報告書案の作成と委員による審議

調査官が、収集・解析した情報を基に、事実の確認、原因の分析及び再発防止策の検討を進め、調査報告書の案を作成し、審議が行われます。

審議では、各分野の高度な専門知識を有し、科学的かつ公正な判断を行うことができる委員により、事故等の原因、再発防止策等について様々な角度から議論が行われ、必要な手続を経て調査報告書が議決されます。



STEP4

調査報告書の公表

調査報告書は、国土交通大臣に提出するとともに公表します。調査報告書は主に以下から構成されます。

- ・事故等調査の経過
- ・事実情報
- ・分析
- ・結論、原因
- ・再発防止策



調査報告書は、HPでご覧になれます。



STEP5

勧告・意見と情報提供

事故等の防止又は事故による被害の軽減のために必要がある場合には、

- ・国土交通大臣又は事故等の原因関係者に対する勧告
 - ・関係行政機関の長等に対する意見
 - ・国際ルールに基づく安全勧告
- を行うことがあります。

また、事故等の防止又は事故による被害の軽減のために有益な情報の提供を行うことがあります。



改善措置や安全対策を実施

安全性の向上に向けた取組

安全啓発のための情報発信

運輸安全委員会ダイジェスト

特定のテーマを取り上げて、過去の調査報告書に基づく分析や事故等事例をまとめています。



地方版分析集

各地方事務所において調査を行った船舶事故等に関して、地域特有のテーマに基づく分析や事故等事例をまとめています。



安全啓発リーフレット

事故等事例や、安全性向上のためのポイントをリーフレットにまとめています。



調査報告書検索システム

調査報告書は、全てホームページで閲覧できます。航空・鉄道・船舶の分野ごとに発生年月や事故種類で検索できるほか、分野横断検索も可能です。



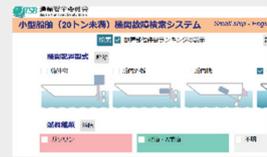
船舶事故ハザードマップ

地図上で事故やリスク情報等を表示、検索できます（モバイル版もあります）。



機関故障に関する検索システム

船舶の機関の部位等からどのような事故等が発生しているかを検索できます。機関故障による航行不能事案が多い小型船舶に特化した検索もできます。



出前講座

各種講演会や学校等へ職員を派遣し、具体的な事故事例や事故等防止のポイントについてわかりやすく説明しています。お気軽にご相談ください。



年報・メールマガジン・X

当委員会の1年間の活動全般を紹介する年報の発行のほか、メールマガジンやX（旧ツイッター）を通じて情報発信をしています。



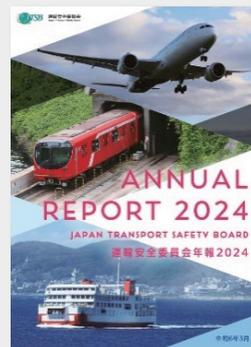
年報



メールマガジン



X (旧ツイッター)



国際協力の促進

事故等調査の制度及び運営には国際機関が関与しており、調査を進めるにあたり、関係国との協力・連携が必要となります。

諸外国との円滑な協力・連携のほか、日頃から事故等や調査手法に関する情報を共有するなど、事故等の再発防止策の実効性向上のため、各国の委員長レベルから実務者級まで種々の国際会議が開催されており、当委員会も積極的に参加しています。

また、海外の事故調査機関からの要請に応じ、飛行記録装置からのデータ読み出しや調査手法に関する研修の実施等様々な技術協力も行っています。

このような活動を通じて、複数の国が関係する事故等の調査に関する相互協力の推進と、それを通じた世界における運輸の安全性向上に取り組んでいます。



調査能力の向上

事故調査官の能力を向上させ、適確な事故等調査を行うために、研修、国際交流などを行っており、幅広い事故等調査研修にも参加しています。



技術力向上のための人材育成として、飛行記録装置の外部専門家による航空機デジタルデータの研修や、OJT等による解析技術継承、各種マニュアルの整備等に取り組んでいます。



より科学的・高精度な事故調査の実施のため、新技術の取り込みを行っています。例えばX線CTスキャナーを活用した部品の内部構造の精密な把握や、無人航空機（ドローン）による空撮及び3Dスキャン装置により作成した3次元モデルは、事故現場の状況把握等に大きな効果を発揮しています。

今後も当委員会は新技術の導入による調査の高度化を進めていきます。



被害者への配慮

事故により被害に遭われた方々、そのご家族やご遺族の心情に十分配慮し、事故調査に関する情報を適時適切に提供するとともに、ご意見などに丁寧に対応します。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

運輸安全委員会事務局参事官 事故被害者情報連絡室
電話：03-5367-5030
Eメール：hqt-jtsb-faminfo2021@gxb.mlit.go.jp



最近の動向

解析能力の向上と体制強化

適確な事故等調査のためには、関係者からの聴取、物件の検査、資料の収集などの事実調査はもとより、新技術を取り込んだ解析手法の強化等による、より正確な情報収集や解析の精緻化に努める必要があります。

また、交通分野では、自動化をはじめとした様々な新技術の導入が進んでいます。こういった動向に積極的に対応していくため、令和6年4月に「事故調査情報技術企画官」を新設するなど、解析体制の強化を図りました。新たな体制で事故等の解析力強化・新技術の導入への対応に継続的に取り組むことで、より適確な事故等調査の実施に取り組んでまいります。



解析担当職員一同

日本の提唱による国際的枠組みの設立

鉄道事故調査分野においては、航空や船舶のような国際機関による公的枠組みがありませんでした。

このため、当委員会が培った国際的な実績とつながりを基に、国際鉄道事故調査フォーラム（RAIIF）を日本の提唱により設立し、令和6年10月に第1回フォーラムを東京で開催しました。

フォーラムでは各国・地域とも活発な意見交換が行われるとともに、その成果として以下の取組の推進を宣言しました。

- ・多国間での情報共有プラットフォームの構築
- ・鉄道事故調査機関の間での技術協力の拡大

当委員会は、引き続きフォーラムへの参画を通じて、各国・地域の関係機関との間で情報交換や連携強化を図ることにより、日本国内はもとより、世界的な鉄道の安全性向上に貢献してまいります。



日本から次回議長への議長槌の引継ぎ

重大事故の調査

令和6年1月2日に羽田空港において日本航空機と海上保安庁機の衝突という重大な事故が発生しました。

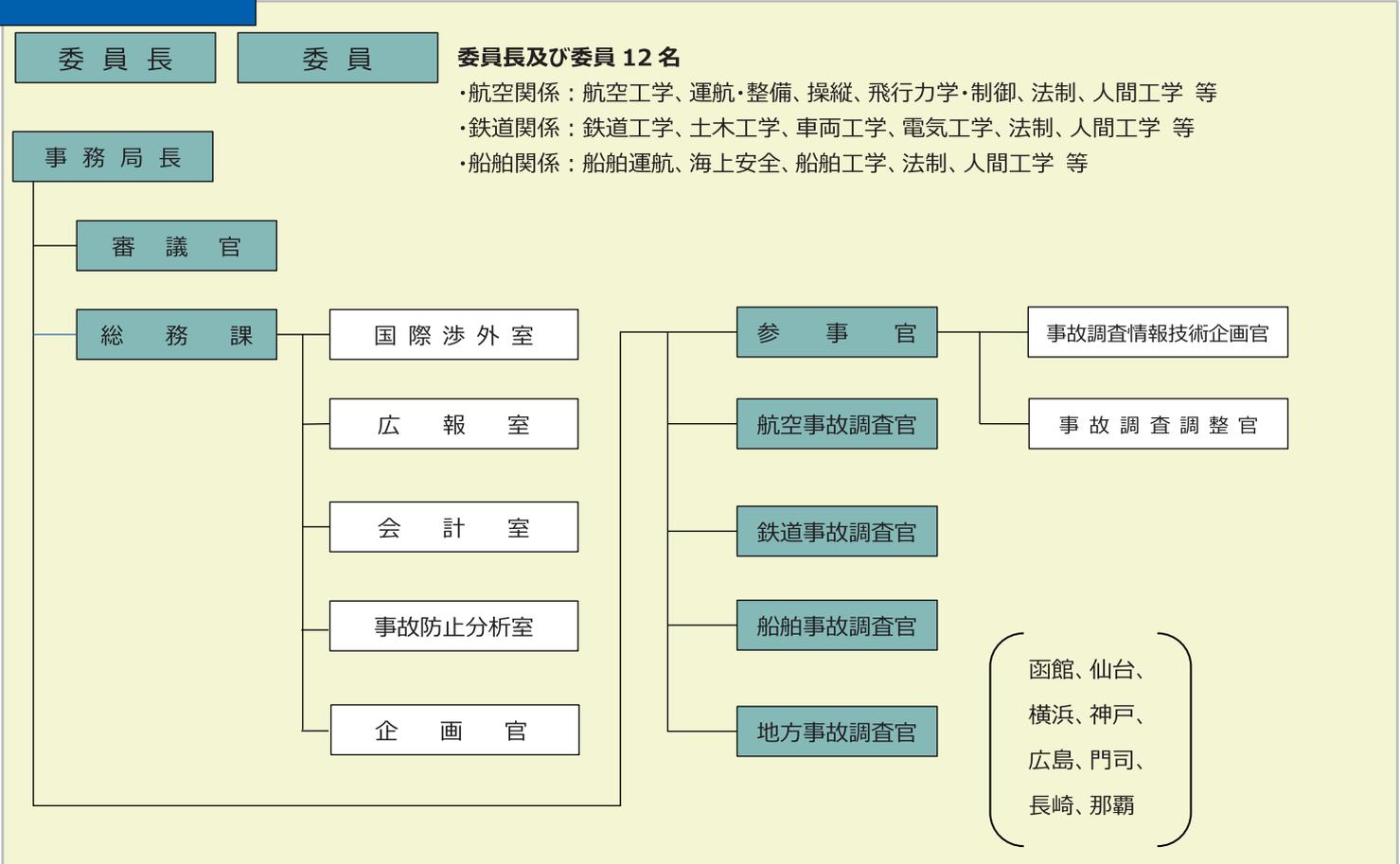
本事案について当委員会は同年12月25日に事故に関与した可能性のある多くの事実情報等を経過報告で公表しました。

今後、当委員会では引き続き調査報告書の公表に向け、取り組んでまいります。

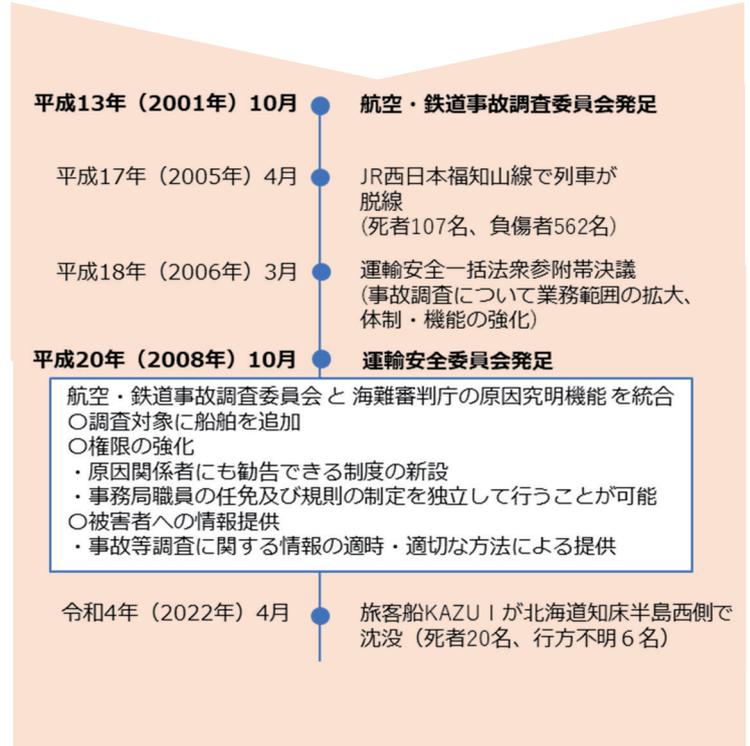
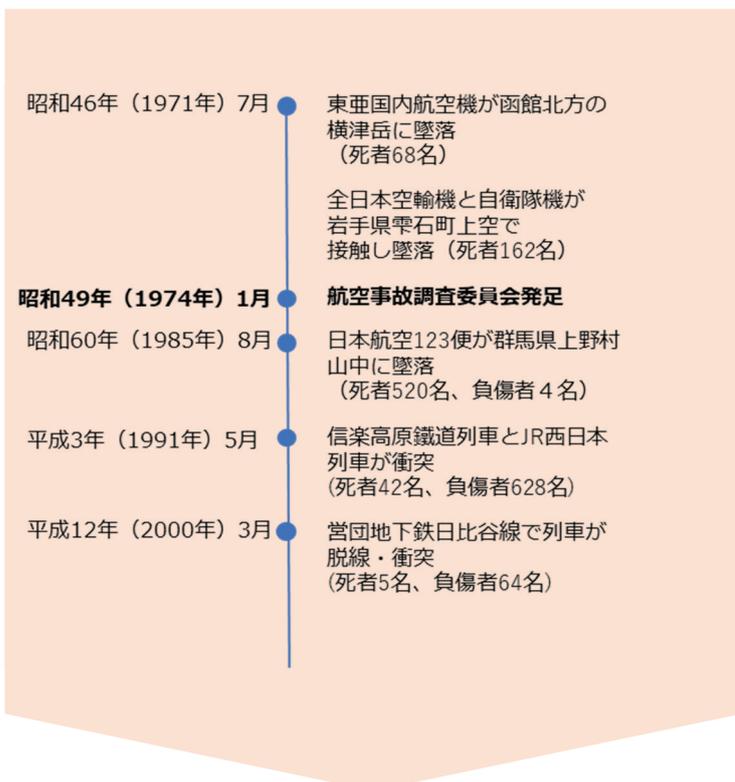


組織

運輸安全委員会



沿革





運輸安全委員会

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー15階
TEL 03(5367)5025

函館事務所

〒040-0061 函館市海岸町24-4
TEL 0138(43)5517

仙台事務所

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15
TEL 022(295)7313

横浜事務所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
TEL 045(201)8396

神戸事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1
TEL 078(331)7258

広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17
TEL 082(251)4603

門司事務所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10
TEL 093(331)3707

長崎事務所

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29
TEL 095(821)3537

那覇事務所

〒900-0001 那覇市港町2-11-1
TEL 098(868)9335

【船舶事故等調査の管轄区域】

